

## 第 2 号議案

### 亀岡市個人情報保護条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市個人情報保護条例（平成 12 年亀岡市条例第 37 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 24 年 5 月 29 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

### 亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

亀岡市個人情報保護条例（平成 12 年亀岡市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 25 条」を「第 27 条」に、「第 26 条」を「第 28 条」に、

「第 5 章 雑則（第 27 条－第 29 条の 2）

第 6 章 罰則（第 30 条－第 35 条）」を

「第 5 章 事業者に対する措置（第 29 条－第 31 条）

第 6 章 雑則（第 32 条－第 35 条）

第 7 章 罰則（第 36 条－第 41 条）」に改める。

第 2 条第 2 号中「国及び地方公共団体を除く。」を「国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人

等」という。」に改め、同条第3号ア中「法人その他の団体」を「法人等」に改め、同条第5号イ中「前ア」を「ア」に改める。

第9条第2項各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第10条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報提供を受けるとき。

第9条第3項中「前項第5号」を「前項第6号」に、「もの」を「者」に改める。

第10条中「当該実施機関は」を「実施機関は」に改め、同条第1項第5号中「当該実施機関」を「実施機関」に改め、同号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

第10条第2項中「もの」を「者」に、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

第11条第2項中「その他」を「その他の」に改める。

第12条第1項中「もの」を「者」に改める。

第13条第1項中「公文書に記録されている自己に係る個人情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に、「第16条、第17条及び第18条において同じ。以下「自己情報」という。」を「第17条、第18条及び第19条において同じ。」に改め、同条第2項中「制限能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改め、同条第3項中「第16条、第17条及び第18条」を「第17条、第18条及び第19条」に、「第23条」を「第25条」に改める。

第14条を次のように改める。

(開示しないことができる保有個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

(2) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の個

人情報又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人の評価、診断、判定、指導等に関する情報であって、開示請求者に開示しないことが正当であると認められるもの

(4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要と認められる情報

イ 人の生活又は財産を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要と認められる情報

(5) 実施機関の内部、実施機関相互の間又は本市と国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）との間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれなど、開示することにより公正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

- (6) 実施機関が行う許可、認可、争訟等その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、それらの事務事業の公正かつ適切な執行を著しく妨げるおそれがあるもの
- (7) 市と国等との間における協議、依頼、協力等により行う事務に関して実施機関が保有する情報であって、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (8) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他市民生活の安全に支障が生ずるおそれがある情報

第15条第1項中「、前条各号のいずれかに該当する個人情報」を「不開示情報」に、「当該部分を容易」を「不開示情報に該当する部分を容易」に改め、同条第2項中「前条各号のいずれかに該当する」を「不開示情報を含む」に改める。

第35条を第41条とする。

第34条中「第30条、第31条及び第33条」を「第36条、第37条及び前条」に改め、同条を第40条とする。

第33条を第39条とする。

第32条中「国及び地方公共団体」を「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条を第38条とする。

第31条を第37条とし、第30条を第36条とする。

第6章を第7章とする。

第29条の2中「規則」を「、規則」に改め、同条を第35条とする。

第29条第2項中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「その他これらに類する施設」を「その他の本市の施設」に改め、同条を第34条とする。

第28条を第33条とする。

第27条中「保有個人情報の開示」を「個人情報の保護」に改め、同条を第32条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 事業者に対する措置

(説明又は資料提出の要請)

第29条 市長は、事業者が個人情報をも不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするため必要な限度において、説明又は資料の提出を要請することができる。

(勧告)

第30条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第31条 市長は、事業者が、第29条の規定による要請に正当な理由なく応じないとき又は前条の規定による勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、審議会は、当該事業者の意見を聴取するものとする。

第26条第1項中「第20条第1項及び第22条第1項」を「第21条第1項及び第24条第1項」に、「審査会」を「亀岡市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条を第28条とする。

第25条中「第21条」を「第23条」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第27条とする。

第24条中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条を第26条とする。

第23条第1項中「に対し、当該実施機関が保有している自己情報の取扱いが、」を「が自己を本人とする保有個人情報を」に、「不適正である」を「取り扱っている」に、「当該自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項第1号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名)」を加え、同項第2号中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第3項中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条を第25条とする。

第22条第1項中「第16条の訂正、第17条の削除及び第18条の利用中止」を「第17条の訂正、第18条の削除及び第19条の利用停止」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第22条第3項中「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「、訂正等」を「訂正等」に改め、同条を第24条とする。

第21条第1項中「前条第1項」を「第21条第1項」に、「、開示請求に係る個人情報」を「開示請求に係る保有個人情報」に、「自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項中「自己情報の開示の方法」を「前項の開示の方法」に改め、同項後段を削り、同条を第23条とする。

第20条第1項中「前条第1項」を「第13条第1項」に、「開示の請求書の提出」を「開示請求」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第20条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項前段に次のただし書を加え、同条を第21条とする。

ただし、前条第3項の規定による補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第21条の次に次の1条を加える。

(第三者情報の開示等)

第22条 実施機関は、開示決定等をしようとする場合において、当該開示決定等に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

第19条第1項中「第16条の訂正、第17条の削除又は前条の利用中止」を「第17条の訂正、第18条の削除又は前条の利用停止（以下「開示等」という。）」に改め、「者」の次に「（以下

「開示等請求者」という。)」を加え、「請求書」を「書面(以下「開示等請求書」という。)に改め、同項第1号中「住所」の次に「(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名)」を加え、同項第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項第3号中「規則」を「、規則」に改め、同条第2項中「前項の規定による請求書を提出しようとする者」を「開示等請求者」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改め、同項の次に次の1項を加え、同条を第20条とする。

3 実施機関は、開示等請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示等請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第18条の見出し中「利用中止」を「利用停止」に改め、同条中「実施機関が」を「、実施機関が」に改め、「よらないで」の次に「自己を本人とする」を加え、「自己情報」を「当該保有個人情報」に、「の中止」を「の停止」に、「利用中止」を「利用停止」に改め、同条を第19条とする。

第17条中「実施機関が」を「、実施機関が」に改め、「よらないで」の次に「自己を本人とする保有」を加え、「自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「実施機関の」を「、自己を本人とする」に、「自己情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 実施機関は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀岡市情報公開条例の一部改正)

- 2 亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウを次のように改める。

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

第7条第3号中「国及び地方公共団体」を「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第4号中「他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体」を「独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第13条中「地方公共団体」を「独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人」に改める。

(亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 3 亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第28条第1項」に改める。



亀岡市個人情報保護条例の一部  
を改正する条例案要綱

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び亀岡市情報公開条例との整合を図り、保有個人情報の開示請求が多様化している現状に適切に対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。